

8月広報事項①

【件名】

8月は個人事業税第1期分の納期です

【内容】

8月は個人事業税第1期分の納期です。個人事業税は、都内に事務所や事業所を設けて、法令で定められた事業を行っている個人の方に対してかかる税金です。都税事務所・支庁からお送りする納税通知書により、令和3年8月31日（火）までにお納めください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、非対面式のキャッシュレス納税（スマートフォン決済アプリによる納付、クレジットカード納付等）のご活用をお願いいたします。

また、省エネ促進税制に係る減免の申請も受け付けております。これは、個人事業者が特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、個人事業税を減免するものです。詳しくは、主税局ホームページをご確認ください。

8月は個人事業税第1期分の納期です

個人事業税の納税通知書は、令和3年8月2日（月）に発送します。

＜納期限＞令和3年8月31日（火）

＜ご利用になれる納付方法＞

①口座振替※1

②スマートフォン決済アプリでの納付※2※3※4

＜利用可能なアプリ＞au PAY、d払い、J-Coin Pay、LINE Pay、PayB、PayPay、モバイルレジ

③パソコン・スマートフォン等からのクレジットカード納付※2

パソコンやスマートフォン等から都税クレジットカードお支払サイトへアクセスし、お手続きください。

【注意】 ・税額に応じた決済手数料がかかります。 ・都税事務所や金融機関等の窓口では利用できません。
・支払手続完了後の取消はできません。 ・税額100万円未満の納付書に限り納付できます。
・口座振替をご利用の方は、クレジットカードでの納付はできません。

その他、都税クレジットカードお支払サイトの注意事項をご確認の上、ご利用ください。

詳細は、都税クレジットカード納付サポートセンター（03-6416-1325）へお問い合わせください。

④金融機関※5・郵便局の （ページ）対応のインターネットバンキング、モバイルバンキング、ATM※2※6

⑤コンビニエンスストア※3

＜利用可能なコンビニエンスストア＞

くらしハウス コミュニティ・ストア スリーエイト 生活彩家 セブン-イレブン デイリーヤマザキ

ニューヤマザキデイリーストア ファミリーマート ポプラ ミニストップ ヤマザキスペシャルパートナーショップ ヤマザキデイリーストア ローソン MMK 設置店（コンビニ以外の店舗を含む。ただし、無人端末及び金融機関内端末は除く。）

⑥金融機関※5・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口

※1 口座振替申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課（03-3252-0955）へお問い合わせください。

※2 領収証書は発行されません（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。）。

※3 1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書（バーコードがあるもの）に限ります。

スマートフォン決済アプリについては、アプリによって利用限度額が異なるため、利用できない場合があります。

※4 スマートフォン決済アプリの利用方法等の詳細については、主税局ホームページをご確認ください。

※5 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

※6 ○ （ページマーク）の入っている都税の納付書に限ります。

○新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用の方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。

○システムの保守点検作業時には、一時的にご利用いただけない場合があります。

＜留意事項＞

所得税及び個人事業税の申告期限が延長された影響等により、納税通知書の発送が9月以降となる場合があります。その場合には、納税通知書に記載された納期限までにお納めください。また、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方には、申請により1年間納税を猶予する制度があります。詳しくは主税局ホームページをご覧ください。

主税局 コロナ

検索

個人事業税の納税には、安心・便利な口座振替をご利用ください。

口座振替の申込みは「都税Web口座振替申込受付サービス」が便利です。主税局HPの専用サイトから必要事項を入力することで手続きできます。詳しくは専用サイトをご確認ください。

8月10日（火）までの申込みで第1期分からの口座振替が可能です。

都税 Web口座振替

検索



Web口座振替申込受付サービス以外による申込みも可能です。口座振替依頼書が必要な方は、主税局HPからダウンロードしていただくか下記お問合せ先までご連絡ください。

<口座振替の問合せ先> 主税局徴収部納税推進課（03-3252-0955 平日9時～17時）

省エネ設備を取得した方へ ～減免制度のお知らせ～

東京都では、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、個人事業税を減免しております。減免を受けるためには、事業税の納期限までに、減免申請書および必要書類の提出が必要です。

詳細は、主税局ホームページ（環境減税）をご確認ください。

減免申請書等の各種様式やQ&Aを掲載しております。

主税局 環境減税

検索

【お問合せ先】

- 個人事業税/省エネ促進税制に関する事 納税通知書に記載されている都税事務所の個人事業税班
- 地球温暖化対策報告書制度/導入推奨機器に関する事
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京） 03-5990-5091

8月広報事項②

中小企業者向け省エネ促進税制 ～法人事業税・個人事業税の減免～

【内容】

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

中小企業者向け省エネ促進税制



東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量 1,500kl 以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの*（指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。） *空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機） *照明設備（LED照明器具、LED誘導灯器具） *小型ボイラー設備（小型ボイラー類） *再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム）
減免額	設備の取得価額（上限 2,000 万円）の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、（法人）翌事業年度等、（個人）翌年度の事業税額から減免可
対象期間	（法人）令和8年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 （個人）令和7年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください！

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ & Aも掲載しています。

【お問合せ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・所管都税務所の法人事業税・個人事業税班
 - ・主税局課税部法人課税指導課（法人事業税班） 03-5388-2963
 - ・主税局課税部課税指導課（個人事業税班） 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京） 03-5990-5091

8月広報事項③

【件名】

災害等により甚大な被害を受けた方に対する都税の減免や納税の猶予の制度があります

【内容】

風水害や地震、火災などで甚大な被害を受けた方に対して、被災の程度等によって都税を軽減または免除する制度があります。

減免の対象となる都税は、固定資産税・都市計画税（23区内）、不動産取得税、個人事業税などです。原則として、納期限（不動産取得税を除く。）までに申請が必要です。

また、被災により都税を一度に納めることができない場合には、一括での納税が猶予され、分割などでご納付いただける納税の猶予の制度もあります。

いずれの制度も納税者ご本人による申請が必要です。詳しくは所管の都税事務所にお問い合わせください。

災害等により甚大な被害を受けた方に対して都税を減免する制度があります

風水害や地震、火災などで甚大な被害を受けた方に対して、被災の程度等によって税金を軽減または免除する制度があります。

減免する場合

崖崩れ、家屋損壊等の被害のうち、一定程度以上の被災を受けた場合

減免の対象となる都税

固定資産税・都市計画税（23区内）、不動産取得税、個人事業税 など
※原則として、一度課税された税金のうち、納期限前のものに限られます。
（不動産取得税を除く。）

減免を受けるための手続

減免を受けるためには、原則として、納期限（不動産取得税を除く。）までに、納税者ご本人からの申請が必要です。

被災された方は、区市町村（火災の場合は消防署）で発行する「罹災証明書」など、被災の事実を証明する書類を添えて、所管の都税事務所まで申請してください。

また、被災により、都税を一度に納めることができない場合には、一括での納税が猶予され、分割などでご納付いただける納税の猶予の制度もあります。なお、納税の猶予を受けする場合にも、申請が必要となります。

☆ 詳しくは、所管の都税事務所までお問い合わせください。

8 月広報事項④

【件名】

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23 区内）

【内容】

- (1) 昭和 57 年 1 月 1 日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和 4 年 3 月 31 日までに新築された住宅について、一定の要件を満たす場合、新築後新たに課税される年度から 3 年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税が全額減免（減免の対象となる戸数は建替え前の家屋により異なります。）されます。また、新築マンションを購入した場合も、要件に該当すれば対象となります。

上記以外の要件として、①新築された住宅の居住部分の割合が当該家屋の 1/2 以上であること、②建替え前の家屋を取り壊した日の前後各 1 年以内に新築された住宅であること、③建替え前の家屋と新築された住宅がともに 23 区内にあること、④新築された日の属する年の翌年の 1 月 1 日（1 月 1 日新築の場合は、同日）において、建替え前の家屋を取り壊した日の属する年の 1 月 1 日における所有者と、同一の者が所有する住宅であること、⑤新築された住宅について、検査済証の交付を受けていること、⑥新築された年の翌々年（1 月 1 日新築の場合は翌年）の 2 月末までに減免申請することが必要です。

- (2) 昭和 57 年 1 月 1 日以前からある家屋で、令和 4 年 3 月 31 日までに建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるように一定の要件を満たす改修工事を行った場合、工事完了日の翌年度（1 月 1 日完了の場合はその年度）1 年度分*、居住部分で 1 戸あたり 120 m²相当分まで固定資産税・都市計画税が耐震減額適用後全額減免されます。

*住宅が耐震改修の完了前に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は 2 年度分。

上記以外の要件として、①耐震改修後の家屋の居住部分の割合が当該家屋の 1/2 以上であること、②耐震改修に要した費用の額が 1 戸あたり 50 万円を超えていること、③建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合した工事であることの証明を受けていること、④改修が完了した日から 3 ヶ月以内に減免申請することが必要です。

いずれの減免を受ける場合にも、申請が必要です。(1) の場合には「固定資産税減免申請書」、(2) の場合には「固定資産税減額申告書兼減免申請書」に必要事項をご記入の上、必要書類とともに、その住宅が所在する区にある都税事務所まで申請してください。なお、建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますので、ご注意ください。詳しくは 23 区内の各都税事務所までお問い合わせください。

耐震化のための建替え 又は 改修 を行った住宅に対する 固定資産税・都市計画税を減免します（23 区内）

＜耐震化のための建替え＞

減免対象

昭和 57 年 1 月 1 日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和 4 年 3 月 31 日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から 3 年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。)

申請期限

新築した年の翌々年の 2 月末
(1 月 1 日新築の場合は翌年の 2 月末)

＜耐震化のための改修＞

減免対象

昭和 57 年 1 月 1 日以前からある家屋で、令和 4 年 3 月 31 日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で 1 戸あたり 120 m²の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

申請期限

改修工事が完了した日から 3 ヶ月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

8月広報事項⑤

【件名】

不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

【内容】

不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅に対して、新築後新たに課税される年度から5年度分について固定資産税・都市計画税が全額減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）されます。また、新築マンションを購入した場合も、要件に該当すれば対象となります。

◆減免要件◆

- ① 建替え前の家屋と建替え後の住宅がともに不燃化特区内に所在すること
- ② 建替え前の家屋が耐用年数の3分の2を超過している老朽建築物であること
- ③ 建替え前の家屋が不燃化特区の指定期間中に取り壊されていること
（ただし、住宅を新築した後に家屋を取り壊す場合は、住宅を新築した日から1年以内に取り壊されている必要があります。）
- ④ 建替え後の住宅が耐火建築物等又は準耐火建築物等であること
- ⑤ 建替え後の住宅が検査済証の交付を受けていること
- ⑥ 建替え後の住宅の居住部分の割合が2分の1以上であること
- ⑦ 建替え後の住宅の新築年月日が不燃化特区の指定日から令和8年3月31日までであること
- ⑧ 新築された日の属する年の翌年の1月1日（1月1日新築の場合は、同日）において、建替え前の家屋が滅失した日における所有者と、同一の者が所有する住宅であること
- ⑨ 新築された年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末日までに「固定資産税減免申請書」により申請があったもの

（※）該当しない場合であっても、一定の要件を満たせば対象となる場合があります。詳しくは建替え後の住宅が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅 に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

【減免対象】

不燃化特区内において、老朽建築物に該当する家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、不燃化のために新築された耐火又は準耐火建築物等の住宅のうち、一定の要件を満たすもの

【減免の期間と額】

新築後新たに課税される年度から5年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）

【申請期限】

新築した年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末

【不燃化特区】

東京都都市整備局のホームページをご覧ください。

減免を受けるには申請が必要です。詳しくは、新築した住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

8月広報事項⑥

【件名】

都税における納税証明書は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます

【内容】

課税した事務所等に関わらず、納税証明書はすべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます。ただし、申告・納付後1～2週間以内に納税証明書を申請する場合は、①領収証書の原本（領収印のあるもの）②申告書の控え（受付印のあるもの）（※②は申告税目のみ）の両方を、お近くの都税事務所（徴収管理班・納税証明担当）等の窓口までお持ちください。

都税における納税証明書の申請については、郵送でも受け付けております。詳しくは主税局ホームページをご確認ください。

（注）都税に関する証明等申請時には、「本人確認書類」の提示が必要です。

都税における納税証明書は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます

課税した事務所等に関わらず、納税証明書はすべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます（自動車税種別割に関する納税証明書（下表項番2、5）は、都税総合事務センター・自動車税事務所でも申請できます。）。下表を参照のうえ、お近くの都税事務所等で申請を行ってください。

なお、申告・納付後1～2週間以内に申請される場合は、①領収証書の原本（領収印のあるもの）②申告書の控え※（受付印のあるもの）の両方を、都税事務所（徴収管理班・納税証明担当）等の窓口までお持ちください。

都税における納税証明書の申請については、郵送でも受け付けております。詳しくは、主税局ホームページをご覧ください。

※②は、法人事業税、特別法人事業税、法人都民税等申告税目の場合に限りです。

（注）都税に関する証明等申請時には、「本人確認書類」の提示が必要です。

	証明の種類	申請先事務所	郵送申請先
1	納税証明（一般用） （自動車税種別割以外）	全都税事務所、都税支所、支庁	〒112-8787 東京都文京区春日 1-16-21 都税証明郵送受付センター
2	納税証明（一般用） （自動車税種別割）	全都税事務所、都税支所、支庁、 都税総合事務センター及び自動車税事務所	
3	滞納処分を受けたことのないことの証明	全都税事務所、都税支所、支庁	
4	酒類製造販売の免許申請 のための証明	全都税事務所、都税支所、支庁	
5	自動車税種別割納税証明 （継続検査等用）	全都税事務所、都税支所、支庁、 都税総合事務センター及び自動車税事務所	

【お問合せ先】 各都税事務所（徴収管理班・納税証明担当）・都税支所・支庁

8月広報事項⑦

【件名】

● **e L T A X** 電子納税が大変便利です

【内容】

地方税共通納税システムでのe L T A X電子納税が大変便利です。インターネットバンキング等での納付に加えて、事前に登録した口座から引き落としができるダイレクト納付ができます。また、全国の自治体に一括で納付することが可能です。

詳細はe L T A Xホームページをご確認ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

地方税共通納税システムのお知らせ

～全国の地方公共団体へ一括して納付可能～

○ **ダイレクト納付**が実現!!

事前に登録した金融機関口座から指定した期日に税額を引き落とすことができる納付方法です。



税理士の方など代理人による納付手続きができます!!

○ **全国**の自治体に**一括**電子納付!!

個人住民税（特別徴収分）や法人二税などが複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税できます。



納付事務の負担が軽減されます

取扱税目

- 法人事業税・法人都民税・特別法人事業税/地方法人特別税
- 事業所税 ○個人住民税（特別徴収分、退職所得分）



詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス



8月広報事項⑧

【件名】

個人事業税の納税通知書の発送時期について

【内容】

個人事業税の納税通知書は、原則として8月に都税事務所・支庁から発送しておりますが、所得税及び個人事業税の申告期限が延長されたことに伴い、一部の方については、9月以降に納税通知書が発送される可能性がありますのでご注意ください。

詳しくは東京都主税局ホームページ内の「国税の申告・納付期限の延長に伴う対応について（新型コロナウイルス感染症拡大防止関係）」をご覧ください。

(<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/oshirase/2020/20210208.html>)



個人事業税の納税通知書の発送時期について

東京都の税務行政にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

個人事業税の納税通知書は、原則として8月に都税事務所・支庁から発送しておりますが、所得税及び個人事業税の申告期限が延長されたことに伴い、一部の方については、9月以降に納税通知書が発送される可能性がありますのでご注意ください。

その場合の納期については別表をご覧ください。

詳しくは東京都主税局ホームページ内の「国税の申告・納付期限の延長に伴う対応について（新型コロナウイルス感染症拡大防止関係）」をご覧ください。

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/oshirase/2020/20210208.html>



【別表】 令和3年8月～令和4年3月

送付月	第1期納期限	第2期納期限
8月	8月末	11月末
9月	9月末	11月末
10月	10月末	2月末
11月	11月末	2月末
12月	12月27日	2月末

送付月	納期限
1月	1月末
2月	2月末
3月	3月末

※期限が休日等の場合はその翌日となります。

8 月広報事項⑨

【件名】

大法人の電子申告が義務化されました

【内容】

大法人が提出する令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人住民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAX による提出が義務化されました。

また東京都では、令和 2 年 10 月発送分から対象法人への申告書類送付物を変更しています。

大法人の電子申告が義務化されました

大法人が提出する令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人住民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAX による提出が義務化されました。

その概要について、以下のとおりお知らせします。

■ 対象税目

法人事業税、特別法人事業税及び法人住民税

■ 対象法人

大法人とは、以下の（１）及び（２）に掲げる内国法人をいいます。

- （１） 事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が
1億円を超える法人
- （２） 相互会社、投資法人及び特定目的会社

■ 適用開始事業年度

令和2年4月1日以後に開始する事業年度

■ 対象申告書等

確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書
及びこれらの申告書に添付すべきものとされている書類

また東京都では、令和 2 年 10 月発送分から電子申告義務化の対象法人への申告書類送付物を変更しています。詳細はホームページをご覧ください。

東京都主税局ホームページ

東京都主税局

検索



●電子申告の利用方法や利用手続について

eLTAX ホームページ

エルタックス

検索

●国税（法人税・消費税等）の電子申告義務化について

e-Tax ホームページ

イータックス

検索

8 月広報事項⑩

【件名】

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長について

【内容】

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から適用対象を拡充・延長します。

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長について

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から適用対象を拡充・延長します。

■各特別区から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した資産の課税標準の特例措置について、事業用家屋・構築物が新たに対象となります。

対象の固定資産	要 件
事業用家屋	○取得価額が 120 万円以上であること ○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること ○取得価額の合計額が 300 万円以上の先端設備等を稼働させるために取得されたものであること
構築物	○取得価額が 120 万円以上であること ○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること ○販売開始日が 14 年以内であること ○生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均 1 %以上向上しているものであること

■令和 2 年 4 月 30 日から令和 5 年 3 月 31 日までに取得した資産が特例対象となります。

お問合せ先

詳しくは、主税局HPをご覧ください。

主税局 コロナ 生産性革命

検索



事業用家屋について…資産が所在する区にある都税事務所の固定資産税班
償却資産について……資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班

8月広報事項⑪

【件名】

法人二税・事業所税の申告書等の事前送付物を変更します

【内容】

法人二税・事業所税の申告書等事前送付物（プレプリント申告書）について、令和3年10月以降送付分から、東京都にeLTAXの利用届出を提出している事業者に対し、申告書等の送付を取りやめます。

なお、納付書（法人二税については税率表等も含む。）については、従前どおり送付します。

法人二税・事業所税の申告書等の事前送付物を変更します

令和3年10月以降の申告書等事前送付物（プレプリント申告書）から、東京都にeLTAXの利用届出を提出している事業者に対し、申告書等の送付を取りやめます。

なお、納付書（法人二税については税率表等も含む。）については、従前どおり送付します。

時 期

令和3年10月送付分から

対象者

電子申告利用事業者

（東京都にeLTAXの利用届出を提出した事業者）

変更点

申告書・別表等の送付を取りやめ、納付書のみ送付します。

（法人二税については、納付書とあわせて税率表等も送付します。）

令和3年9月まで

・ 申告書
・ 別表等

・ 納付書
（税率表等）※

※ 法人二税のみ



令和3年10月から

・ 申告書
・ 別表等

・ 納付書
（税率表等）※

※ 法人二税のみ

● 申告書、別表は東京都主税局ホームページ（<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shomei/kakusyuyoshiki.html>）からダウンロードできます。

● 電子申告利用の手続については、eLTAX ホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。



【お問合せ先】

（法人二税）所管都税務所の法人事業税担当班
（事業所税）所管都税務所の事業所税担当班

8月広報事項⑫

【件名】

新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のため、来所不要な手続をご利用ください。

【内容】

主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続できる仕組みを設けております。

郵送や電子申告によるお手続、キャッシュレスによる納付方法等をぜひご利用ください。

新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のため、 来所不要な手続をご利用ください

主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続できる仕組みを設けております。

郵送や電子申告によるお手続、キャッシュレスによる納付方法等をぜひご利用ください。



◆ 来所不要なお手続の例

申 告

- ✓ eLTAX
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

証明申請

- ✓ 郵送
〒112-8787
東京都文京区春日1-16-21
都税証明郵送受付センター

納 付

- ✓ スマホ決済アプリ
- ✓ インターネットバンキング
・モバイルバンキング
- ✓ クレジットカード納付
- ✓ eLTAX
- ✓ 口座振替

申請・届出

- ✓ eLTAX
- ✓ 東京共同電子申請
届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

◆ 来所される場合は ...

- ▼ マスクの着用や手洗い・手指消毒等、感染防止対策をお願いします。
- ▼ 発熱や風邪症状がみられる場合、来所はお控えください。

窓口の待ち人数をスマートフォン等で確認できるようになりました。

混雑を避けるため、事前にチェックを！！



※ 各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、主税局ホームページをご覧ください。

都税事務所 混雑緩和

検索

8月広報事項⑬

【件名】

都税を納付できるスマホ決済アプリを追加しました

【内容】

令和3年5月から、都税を納付できるスマートフォン決済アプリが増え、さらに便利になりました。アプリ内で納付書のバーコードを読み取るだけで、いつでも、どこでも納付できます。詳細は、主税局HPをご確認ください。

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/tozei_nouzei.html#L16

都税がスマホ決済アプリで納付できます

5月から対応アプリが増え、さらに便利になりました！

- 💡 いつでもどこでもスマホで簡単に納付ができます。
- 💡 納付書のバーコードを読み取るだけで納付ができます。
- 💡 手数料はかかりません。



納付方法

スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」を使用して、納付書のバーコードを読み取ることで納付することができます。

納付できる主な税目

個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割、固定資産税（土地・家屋）・都市計画税、固定資産税（償却資産）の定期課税分及び随時課税分

1枚あたりの合計金額が30万円まで
(au PAYの場合1枚あたりの合計金額が25万円まで)
の納付書（バーコードがあるもの）に限ります。

利用できるアプリ

(令和3年8月1日時点)



注意事項

■領収証書は発行されません。※

領収証書が必要な方は、都税事務所・金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付してください。

■納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。

■事前に登録及びチャージをする必要があります。

※Pay Bとモバイルレジについては、お支払になる口座に納付金額をご準備ください。

■バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書はお使いいただけません。

主税局HPで詳細をご確認の上、ご利用ください。

※車検を受ける運輸支局等の窓口で自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時に納税証明書の提示が省略できます。車検用の納税証明書が必要な方は、納付の約1週間後に都税事務所等に申請してください。

主税局HPの「AIチャットボットサービス」でも疑問にお答えします。

詳細は

主税局 スマホ

検索

東京都主税局
ホームページ

